

参加資格変更審査申請書（様式第6号）の提出要領

長崎県広報課

1 提出が必要な場合

長崎県が発注するテレビ番組の制作及び放送の契約に係る競争入札に参加する資格を有するものが、該当資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたとき。

- (1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。
事業譲渡も同様。
- (2) 会社分割制度（商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号））による会社分割により組織の変更が生じたとき。

2 提出書類等

参加資格変更審査申請書（様式第6号）及び変更事由を証明する書類を以下により添付すること。

【添付書類】

- (1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。
次のうち変更事由に該当する書類を提出すること。
 - ①新旧会社の登記簿謄本（写し）
※新会社：現在事項全部証明書、旧会社：閉鎖事項全部証明書
 - ②合併契約書（写し）
 - ③合併契約書承認に関する総会議事録（写し）
 - ④公正取引委員会への届出書（写し）
 - ⑤新旧会社の組織変更を説明した書類
 - ⑥相続を証する書面（除籍謄本、遺産分割協議書等の写し）
 - ⑦その他、県が個々の変更事由を検討し必要とする書面
- (2) 会社分割制度による新設分割または吸収分割により組織の変更が生じたとき。
 - ①新旧会社の登記簿謄本（写し）
※新会社：現在事項全部証明書、旧会社：閉鎖事項全部証明書
 - ②分割計画書（写し）
 - ③会社分割に関する株主総会の議事録（写し）
 - ④その他、県が個々の変更事由を検討し必要とする書面

3 申請後の処理

申請書受理後、競争入札参加資格の承継の可否を書面にて通知する。

資格承継を県が認めた場合は、参加資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出すること。

※参加資格審査申請事項変更届（様式第5号）の提出要領を参照

4 その他

- ①参加資格変更審査申請書の提出をしていない、又は提出しても資格承継を県が承認していない場合は、入札に参加することはできないので十分留意すること。
- ②合併・分割に当たり簡易合併・分割により手続きし、合併・分割の一方が他方の100%子会社であるときは、上記（1）、（2）の書類を添付する必要がない場合があるので、事前に相談すること。